

【処遇改善加算における「見える化要件」に基づいた公表】

当法人(当事業所)では、介護職員の処遇改善および安定的な人材確保のため、「介護職員等処遇改善加算」を算定しております。

■ 算定している加算の区分

- ・令和8年4・5月は処遇改善加算(Ⅱ)
- ・令和8年6月以降は処遇改善加算(Ⅱイ)

■ 職場環境等要件に関する主な取り組み

○入職促進・資質向上・キャリアアップ支援

- ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

○資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

○両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる

○腰痛を含む心身の健康管理

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

○生産性向上のための取組

- ・現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
- ・5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている

○やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供